物価高騰対応低所得世帯支援事業（ギフトカード配布）
よくあるご質問(FAQ)　R8.3

【対象世帯について】

＜質問＞配布対象世帯を教えてください。

令和７年度住民税非課税または均等割のみ課税される世帯です。
基準日は令和８年２月 27 日です。

＜質問＞転入日が令和８年２月 27 日ですが、対象になりますか？

令和８年２月 27 日時点の住民基本台帳に記載されている方となりますので、対象です。
ただし、令和８年３月１４日以降に届出をされた方は対象外となりますのでご注意ください。

＜質問＞外国籍の住民も対象になりますか？

令和８年２月 27 日時点の住民基本台帳に記載されている方であれば対象となります。

【配布方法について】

＜質問＞不在で受け取れませんでした。どうしたら良いですか？

不在票が投函されている場合は、再配達を郵便局へ依頼してください。（ゆうパックは不在の場合、一定期間郵便局にて保管されます。）

それでも受け取れなかった場合は、コールセンター（連絡先等調整中）にご相談ください。

＜質問＞施設等に入所している場合はどうなりますか？

令和８年２月 27 日時点の住民基本台帳上の住所が、高岡市内の施設で登録されておられれば施設宛に送付します。ご自宅で登録されておられる場合は、台帳上の世帯主宛に送付します。

＜質問＞住民基本台帳に記載されている住所以外の場所での受取に変更することはできますか？

原則、できません。令和８年２月 27 日時点に住民基本台帳に記載されている住所宛に送付します。転出（転居）されている場合は、郵便局へ転居届を提出してください。

【使用方法について】

＜質問＞どこの店舗で使用可能ですか？市外の店舗でも利用可能ですか？

全国のＶisa 加盟店で利用が可能ですが、一部対象外店舗（ガソリンスタンド、月額・継続契約の利用料金等）もありますので、詳しくは、バニラＶisa ギフトカードのホームページでご確認ください。（市 HP 内にリンク有」

＜質問＞ネットショッピングでも使えますか？

はい。カード番号・セキュリティコード等を入力し、「GIFTCARD HOLDER」と名義をご入力ください（姓「GIFTCARD」、名「HOLDER」）。

＜質問＞残高はどのように確認できますか？

Web サイト又は専用ダイヤルで確認可能です。なお、確認にはカードに記載されている「お問合せ用お客様番号」が必要になりますので、ご準備の上、いずれかの方法でご確認ください。（カード利用後のレシートや利用店舗での残高確認はできません。）

＜質問＞１回の利用額がカードの残高を超える場合、現金との併用はできますか？

店舗により異なります。お手数ですが、店舗に事前確認をお願いします。

＜質問＞残高を足すこと（チャージ）や、複数枚のカード残高の合算はできますか？

バニラ Visa カードは使いきりのプリペイドカードです。チャージして繰り返し使うことや、複数枚のカード残高を合算することはできません。

＜質問＞ギフトカードは換金できますか？

換金はできません。あらかじめご了承ください。

＜質問＞紛失や破損した場合、再発行はできますか？

申し訳ありませんが、紛失・破損による再発行は受け付けておりません。管理には十分ご注意ください。

【概要について】

＜質問＞なぜ現金給付ではないのですか？

現金給付の場合、対象者の口座情報の確認や審査事務など多くの時間がかかるため、迅速かつ確実に配布できるギフトカード方式を選びました。

＜質問＞なぜバニラ VISA カードを採用したのですか？

「有効期間が設定されていること」、「精算ができること」が交付金利用の条件として設定されており、この条件に合致し、全国の VISA 加盟店で利用できることや、食料品以外の買い物やサービスの支払いに使用できることなど、市民の多様なニーズに応えられる点を評価し、採用しました。

※本 FAQ は、令和８年３月２日時点で作成したものになります。
今後、追加・変更・修正することがありますので、ご了承ください。